

2019年全国家計構造調査 基本調査と簡易調査等の 統合集計について

令和 2 年10月21日

総務省統計局

基本調査と簡易調査等の統合集計について

今回の検証

- 前回（今年2月）の研究会で「（基本調査等と簡易調査で）標本が等質でなかった場合、標準偏差の逆数等を使用してウエイトをつけて集計する方がよい」という指摘があった
- 今回、基本調査と簡易調査及び基本調査と家計調査世帯特別調査（以下「特別調査」という。）の世帯数分布の比較を行い、標本が等質（差が僅か）であると見なすことができるか検証する

比較内容

- 基本調査と簡易調査の比較
 - 年間収入階級別（総世帯、二人以上の世帯、単身世帯）
 - 貯蓄階級別（総世帯、二人以上の世帯、単身世帯）
- 基本調査と特別調査の比較
 - 年間収入階級別
 - 貯蓄階級別

まとめ

■ 基本調査と簡易調査の統合に関して

- 前提として、基本調査と簡易調査は、独立に標本設計し、世帯の抽出方法に大きな差はなく、調査設計上、標本は等質とみなすことができる。
- 年間収入については、世帯数分布は類似しており、順位和検定からも有意差が見られなかったことから、1 : 1で統合して問題ないと考える。
- 貯蓄に関しては、世帯数分布は類似しているものの、順位和検定では有意差が見られた。しかしながら、以下の点を考慮し、年間収入と同様の方法で統合することとする。
 - 所得に関する集計と資産に関する集計を切り離すと集計結果表の体系を複雑化してしまうことから、結果の利用上の観点から適切ではなく、別々の乗率を付与することは望ましくない。
 - 貯蓄の分布の有意差に配慮し、統合後の貯蓄の平均値の推定誤差が小さくなるように乗率を調整（貯蓄額の標準偏差の逆数を使用）することで、かえって統合後の年間収入の平均値の推定誤差が大きくなる可能性がある。
 - 現在集計途上であり、統合比率の正確な検証を行うには全都道府県のデータが出揃う必要があるが、結果公表までの期間を考慮すると公表前の検証実施は現実的ではない。
- ただし、次回調査に向けて、更に精緻な統合方法採用の可能性について検討を行う必要がある。

まとめ

■ 基本調査と特別調査の統合に関して

- 前提として、調査設計上は、特別調査が基本調査を補完する形となっており、基本調査と特別調査の標本は同じ標本抽出体系、調査体系で実施されたとみなすことができる。
- 「基本調査と簡易調査の比較」と同様の比較を行ったところ、年間収入、貯蓄共に世帯数分布はおおむね類似しているが、順位和検定では共に有意差が見られた。しかしながら、以下の点を考慮し、基本調査と同一体系内の世帯とみなして集計することとする。
 - 分布の差異は、分析に用いた集計世帯数が少ないことも一因と考えられる。現在集計途上であり、全国分の分布の比較のためには全都道府県のデータが出揃う必要がある。また、特別調査の標本規模の小ささ（基本調査：40,000世帯に対して、特別調査：6,000世帯）により、集計全体への特別調査の影響度合いは限定的とみられる。
 - 基本調査と独立に標本設計している簡易調査と異なり、特別調査は基本調査を補完するよう標本設計しているため、検定による有意差が生じたとしても、ただちに前提が崩れることにはならない。
- ただし、次回調査に向けて、基本調査と特別調査の分布も含めて分析の上、統合方法について検証を行う必要がある。

参考：全国家計構造調査の設計概要

市町村調査 (市:793 町村:215)

都道府県調査

簡易調査
(ショートフォーム)

基本調査
(ロングフォーム)

単身世帯
ミタ調査

家計調査世帯
特別調査

個人収支
状況調査

所得資産集計体系

44,000世帯

40,000世帯

2,000世帯

6,000世帯

900世帯

世帯票

世帯票

世帯票

特別
調査票

世帯票

年収・貯蓄等調査票

年収・貯蓄等調査票

年収・
貯蓄等
調査票

年間収入
調査票

年間収入
調査票

貯蓄等
調査票

家計簿

家計簿

家計簿

個人
収支簿

家計総合集計体系

個人収支
集計体系